教育資料室だより

No.40　令和8年(2026).11.2

発行　桐生市教育資料室

桐生市小曽根町3－30（桐生市教育センター内）

電話 0277(46)6191

桐生の教育史をたどる

【教育令 その2】

「教育令」は、自由裁量の余地が大きかったために、地方の実情に応じた特色ある学校運営を可能にするという真意が十分に理解されず、各地域で区々に都合のよい解釈がなされるようになっていきました。公立学校をおかずに私立学校が増加したり、巡回授業で学校の設置を免れたり、修業年限を短縮したり等、教育の衰退が全国各地で見られるようになってきます。本県も例外ではなく、寺子屋のような私立学校が設置されたり、就学率が鈍化したりということが起こります。そして、この頃盛んになってきた自由民権運動と結びつけられて自由教育令と称されるようになります。

そこで政府は、教育令公布後わずか一年にして方針を改め、文部省が地方の教育を統轄する中央集権的な文教政策への転換を企図し[資料１・上奏文]、明治13年12月28日、いわゆる「改正教育令」[次ページ資料３]を公布します。

主な改正点は右の資料２の通りです。これによれば、小学校の設置については、学齢児童の就学に十分な数または規模を満たす基準を設け[資料２の１)]、府知事県令の指示に従うとしたこと。就学年限を３年以上８年以下としたが、３カ年を過ぎても極力毎年就学させるように促したこと[同2)]。教則については文部省の頒布する綱領に基づくこと[同4)]等、地方を文部省の監督下におき、緩んだ教育行政を立て直そうとしたものでした。

この改正教育令に基づき、文部省は「小学校設置ノ区域並二校数指示方心得」「学務委員薦挙規則起草心得」「就学督責規則起草心得」等、各府県で定める諸規則の基準を明治14年１月に相次いで定めています。そして、これを具体化するものとして「小学校教則綱領」を制定し、小学校を初等・中等・高等に分け、初等・中等は各３年、高等は２年とし全８か年の課程とするとともに、初等科３か年を義務化しました。さらに「小学校教員心得」「学校教員品行検定規則」といった諸規則も定められます。

これらを受けて、群馬県でも「小学区域並校数設制規則」「学務委員薦挙規則改正」「就学督責規則」などが次々と制定され、明治15年頃までに法規がほぼ整えられます。その結果、明治13年には574校だった小学校数が、15年には601校に増え、就学率は62.2%から76.3%に達するなど、教育の充実整備が図られていきました。

〈教育令期の教育　その３へ続く〉

☆参考『群馬県教育史(第一巻 明治編 上巻)』
『桐生市教育史(上巻)』『文部省 学制百年史』

資料１「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」

改正教育令の基本方針　(教育令改正の趣旨)

夫レ学制ノ頒布ニ当リ執事者意ヲ成功ニ鋭クシ校舎ヲ壮大ニシ外観ヲ装飾スル事往往ニシテ免レス 是ニ於テカ学問ノ益未タ顕ハレスシテ人民之ヲ厭フノ念先ツ生ス議者其弊ノ因ル所ヲ深考セス徒ラニ罪ヲ学事ノ干渉ニ帰シテ之ヲ尤ム 而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ為メニ其精神ヲ謬マルモノ蓋シ寡シトセス 臣以テ之ヲ観ルニ前日ノ弊タル学制ノ主義ニアラスシテ施行ノ宜キヲ失フニアリ 干渉ノ過度ニアラスシテ干渉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ……蓋シ普通教育ハ国民ノ品位ヲ上下スルノカアリ 苟モ国ヲシテ開明ニ民ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ 而シテ政府之ヲ督励セスシテ其普及ヲ望ム殆ント河清ノ竢ツヘカラサルカ如シ……蓋シ其政体ノ如何ニ関セス 苟モ文明ヲ以テ称セラルル国ニシテ普通教育ノ干渉ヲ以テ政府ノ務メトセサルハナシ

※『学制百年史』153ページから引用

資料2　**改正教育令** 主な変更点

1）小学校は,府知事県令の指示に従い各町村が学齢児童を教育するに足るべきという基準の下に設置する。

2）小学校の就学年限を３年以上８年以下とするが、最短年限３年の課程を修了しても、相当の理由がなければ毎年就学させる。

3）１年の授業日数は32週以上、１日の授業時数は３時以上６時以下。毎年最低でも16週以上就学する。

4）小学校の教則は、文部卿が頒布する綱領に基づき、府知事県令が土地の情況を考慮して編制し、文部卿の認可を経て管内に施行する。

5）私立学校の設置廃止は府知事県令の認可を要する。

6）巡回授業によって普通教育を行う場合には、府知事県令の認可を受けることを要する。

7）教員は、学務委員の申請により府知事県令が任命し、俸給額は府知事県令が規定して文部卿の認可を受ける。

8）各府県は小学校教員を養成するために、必ず師範学校を設置する。

9）学務委員は、町村住民がその定員の２倍から３倍を薦挙し、府知事県令がその中から選任する。薦挙の規則は府知事県令が起草し文部卿の認可を経る。

10）小学校に対する国の補助金を廃止する。

※『群馬県教育史　(第一巻明治編 上巻)』432ページ 及び
『学制百年史』174～175ページ から引用し改変

資料3

教育令改正（明治十三年十二月二十八日　太政官布告第五十九号）

第一条　全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統摂ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ、

第二条　学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校農学校商業学校職工学校其他各種ノ学校トス

第三条　小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩ト ス土地ノ情況ニ随ヒテ罫画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニ ハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第四条　中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条　大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六条　師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条　専門学校ハ専門一科ノ学術ヲ授クル所トス

第八条　農学校ハ農耕ノ学業ヲ授クル所トス商業学校ハ商売ノ学業ヲ授クル所トス職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス以上数条掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九条　各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ連合シテ其学齢児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ数箇ノ小学校ヲ設置スヘシ但本校小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認可ヲ経タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第十条　各町村ハ学務ヲ幹理セシメン カ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ連合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十一条　学務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦挙シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ　但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第十二条　学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ児童ノ就学学校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条　凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トス

第十四条　学齢児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十五条　父母後見人等ハ其学齢児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第十六条　小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ 但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

第十七条　学齢児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ但都区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムヘシ

第十八条　小学校ヲ設置スルノ資カニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケソトスル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十九条　学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条　公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十一条　私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十二条　町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十三条　小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編成シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ附シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十四条　公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方税ヨリ支弁シ町村入民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十五条　町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六条　公立学校ノ敷地ハ免税タルヘシ

第二十七条　凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八条から第三十二条まで　削除

第三十三条　各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ

第三十四条　公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条　公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニ卒業証書ヲ与フヘシ

第三十六条　削除

第三十七条　教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第三十八条　小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有スルモノトス但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

第三十九条　文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第四十条　公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一条　府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二条　凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条　凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四条　凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニアラサレハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条　伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条　凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴チ或ハ縛スルノ類加フヘカラス

第四十七条　生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人其学校ニ来観スルコトヲ得ヘシ

第四十八条　町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条　町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第五十条　各府県ハ土地ノ情況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又専門学校農学校商業学校職工学校等ヲ設置スヘシ